

## 第15回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成29年11月22日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 306会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、川上委員、神田委員、山本委員
- 4 欠席委員 田中委員
- 5 出席職員
  - ・子ども家庭課 熊井子ども家庭課長、秋谷子ども政策室長
  - ・保育課 石井保育課長、宮澤課長補佐、根本係長
  - ・商工振興課 渋谷経済振興部次長兼商工振興課長、柳課長補佐、小野係長
  - ・農業振興課 安蒜農業振興課長、寺門課長補佐
- 6 事務局 安井財政部長、秋元財政部次長兼財政調整課長、福吉課長補佐、加茂副主査、星野主事、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
  - (1) 平成30年度補助金等ヒアリング(2日目)
    - ① 私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)(子ども家庭課)
    - ② 認可外保育施設等保育料助成金(保育課)
    - ③ 私立保育所AED設置事業補助金(保育課)
    - ④ 障害者職場実習奨励金(商工振興課)
    - ⑤ 国際標準規格認証取得支援事業補助金(商工振興課)
    - ⑥ 勤労者互助会補助金(商工振興課)
    - ⑦ 農林水産業の振興に関する補助金(認定農業者連絡協議会)(農業振興課)
    - ⑧ 農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)(農業振興課)
    - ⑨ 農業振興資金利子補給金(農業振興課)
  - (2) その他

## 開 議 9時30分

(山口会長)

ただいまから、第15回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席6名、欠席委員1名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日は日程表にありますとおり、9件の補助金についてヒアリングを行う予定となっております。

時間に限りがございますので、進行についてご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日の配付資料は特にございませませんが、ヒアリングの追加資料として①の私立保育所整備費補助金に関する資料を配付しております他、ヒアリング毎に追加の資料が提出されると思いますので、よろしくをお願いします。

私からは以上です。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

### 【子ども家庭課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

子ども家庭課につきましては、「私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)」について説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性などの5つの基準」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(熊井子ども家庭課長)

私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)について、ご説明いたします。

はじめに、保育の現状についてですが、本市は、おたかの森地区などに子育て世帯の転入が多く、就学前児童数が増加しています。

平成28年10月1日時点で11,680人、平成29年10月時点では12,361人と前年度から681人増加しています。

平成23年度から子育て世帯数が増加し、認可保育所整備を推進していますが、待機児童は未だ解消できない状況です。待機児童数は1・2歳児が多く、今年4月1日

時点は92人となっています。

保育需要については、中部地区、特におおたかの森地区は1・2歳児が多い状況で約49%となっており、今後も子育て世帯の転入増加や、女性の就業率の向上により、保育需要は増加していくと考えています。

保育所整備については、地価上昇により戸建施設を整備する土地の確保が困難となっており、賃貸方式の保育所整備が必要ですが人口増が見込まれる地区（おおたかの森、南流山）については、賃借料が上昇していく恐れがあります。

次に補助金の概要ですが、賃借料の上昇により、行政による賃借料の補助を実施しなければ、安定して保育園を運営する法人を確保できない状況です。

そこで、賃貸物件市単独補助は保育所開設後10年間は賃貸料を補助し、事業者の保育所運営の安定を図ることを目的としています。

補助金の財源は、平成28年度まで千葉県安心子ども基金に、建物賃借料に係る補助金がありました。市としては安心子ども基金がなくなった後も、保育所を運営する社会福祉法人等の経営安定のため、法人負担が4分の1となるよう、安心子ども基金負担分の不足分を市が負担していく予定でいました。

ただし、平成28年4月1日以降に開園した保育所については、認可定員数により、賃貸借に係る補助基準額を算定し、補助率を乗じた金額を市が負担することとしています。

しかし、平成29年度以降については、保育所運営費における補助金である「賃借料加算額」が適用される保育園については、市単独補助金の上限額から賃借料加算額を差引いた金額を、私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分）として支出することとしました。なお、賃借料加算額が市単独補助分を上回る場合は、当該補助金は支出しないこととなります。

本日配付しました資料に、平成29年度以降に保育所運営費補助金である「賃借料加算」が適用された場合の例を記載しております。

次に補助金の増額の理由ですが、平成29年度賃貸物件補助対象件数は8件、平成30年度は、今年度の賃貸整備箇所5件増え、平成30年度は13件となるため増額となります。地価の高騰により賃貸方式による保育所整備が増加していくに伴い、補助金額も増額していくものと考えています。

次に補助金審議会答申を受けての予算反映についてですが、平成29年9月28日付けの補助金審議会の答申ではA評価となっています。同審議会からコメントでは、「安心子ども基金に代わる国の補助制度が別途制定されたことに伴うものであり、妥当である。」という指摘を受けています。

そこで、平成29年度から国の補助金として「都市部における保育所等への賃借料支援事業」が新規に追加されたことから、本市でもこの補助金を活用します。この補助事業は、実賃借料が年間の賃借料加算額（保育所運営費補助額）の3倍を超える物件について、補助対象とするもので平成30年度予算では4園を対象としています。

次に補助金審査の判断基準ですが、公益性については、まちづくりの基本方針である「子育てにやさしいまちづくり」に合致しています。

公平性については、保育所の利用は、就学前の子を持つ特定の市民であるが、市外から子育て中の共働き世代に照準を合わせて、定住人口の拡大を図り、財政基盤の安定化を目指しています。

必要性については、平成29年4月時点待機児童は92人であり、保育所整備は喫緊の課題となっています。特に保育所の需要が高い、「流山おおたかの森駅」及び「南流山駅」周辺では、用地費が高額となり、戸建ての保育所整備が難しくなっていることから、賃貸型の保育所整備が求められています。

効果については、子育て施策の重点化を図り、住民誘致を進めて人口の拡大を図りながら、保育所を運営する法人などの経営の安定に寄与することで、継続した安心安全な保育が確保できます。

適切性については、私立保育所等に対して毎年監査を行い、適切な運営が行われていることを確認しています。

私からの説明は、以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

最初に私の方からお聞きしますが、増額の理由の中で、実賃借料が年間の賃借料加算額（保育所運営費補助額）の3倍を超える物件を補助対象とし、平成30年度予算では4園あると説明がありましたが、該当する保育所はどこですか。

(熊井子ども家庭課長)

今回、国の新しいメニューで追加になるのは、ロータスキッズスクエア、聖華マリン、けやきの森保育園おおたかの森第二、(仮称)そらまめ保育園おおたかの森です。

(山口会長)

この4件については、国の補助が入っているということですか。

また、10年経過した後はどうなりますか。

(熊井子ども家庭課長)

はい、そうです。

また10年後は、この補助は無くなり、運営費に係る賃料加算になります。

(山口会長)

待機児童の92名というのは0になることはありますか。

(熊井子ども家庭課長)

他市においても同じですが、一旦は0になっても、また増えてしまうということがありますので、常に0に近づけるような政策を考えていかなければならないと思っています。

(山口会長)

国が言っている幼児教育の無償化とリンクする部分はありますか。

(熊井子ども家庭課長)

直接はありませんが、国では、待機児童の解消と幼児教育の無償化の二つの柱があって、待機児童の解消のために保育士の確保が大変ということがあり、処遇改善に取り組んでいるところです。

(川上委員)

戸建てと賃貸方式がありますが、戸建てで賃貸というのは無いのですか。

(熊井子ども家庭課長)

一戸建てのものを借りて、そこを保育所に合った形に改築したものを賃貸方式としたものはあります。

ここで戸建てと言っているのは、最初から保育所として建築したものです。

(川上委員)

待機児童が平成29年4月で92名ということですが、予定ではどのように推移していきますか。

(熊井子ども家庭課長)

今現在、実態としてはもっと多いと思いますが、今年度も、認可保育所が7園、小規模保育事業所で10ヶ所増えます。

保育所を整備し保育の受け皿を多くすることで、待機児童数を減らしていきたいと考えています。

また、待機児童を0に近づけるためには、保育士の確保も併せて必要です。

(山本委員)

近隣市の人口の構成や、これからどれだけ出生が増えるのかなど、本市の長期的な人口ビジョンの中での位置付けは、どうなっていますか。

(熊井子ども家庭課長)

需要と供給のバランスがあり、作りすぎも問題ですので、基本的には5年スパンで計画を立て、保育所の適正な配置をしたいと考えています。

(川上委員)

賃貸している以上、いずれ返す時が来るとは思いますが原状復帰の費用は法人が負担するのですか。

(熊井子ども家庭課長)

原状復帰の費用は、国の補助メニューにも入っていないので、事業者（法人）が負担することになると思います。

(山口会長)

他になれば、以上で子ども家庭課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【子ども家庭課 退室】

【保育課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

保育課につきましては「認可外保育施設等保育料助成金」と「私立保育所AED設置事業補助金」の2件ありますので個別に説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性などの5つの基準」等について、簡潔にご説明いただき、その後に私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(石井保育課長)

認可外保育施設等保育料助成金について、ご説明いたします。

初めに、「補助金の概要」についてですが、認可保育所に入所の申し込みをし、入所保留となっている児童が、やむなく認可外保育施設等を利用した場合、保護者に対し、利用料の一部を助成するものです。

なお、今年度、助成内容を見直し、平成29年度利用分から、認可外保育施設の利用料と正規の保育料の差額の2分の1で、月最大5万円を限度とする内容にいたしました。

「増額した理由」につきましては、先程述べましたとおり、助成内容を見直したことによるものです。

この助成金につきましては、8月にヒアリングを実施し、9月28日に答申をいただきました。助成金の趣旨をご理解いただき、「A評価」をいただいておりますことから、平成30年度予算にも反映いたしました。

次に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性について」ですが、「公益性」については、流山市が掲げている「子育てにやさしいまちづくり」の目的に適しています。当該助成金は、認可保育所に入れず、やむなく認可外保育施設等を利用した保護者に対し、その一部を助成するものであり、認可外保育施設の利用料は、正規の保育料と比較し高い傾向があるため、市民の福祉の向上に役立っているものです。

「公平性」については、当該助成金は、市が保育の必要性を認めた児童の保護者に対してのものであることから、公平性があるものと考えます。

当該助成金は、「待機児童」となり、認可外保育施設を利用している間助成されるものでありますが、待機児童となるのは1・2歳児が中心で、本市では保育所の整備を計画的に進めているため、1年以上待機児童となる例はほぼないため、長期に渡り助成することはありません。

「必要性」については、本市は、計画的に保育所の整備を進めており、整備率は県下でもトップクラスであります。未就学児の人口増が著しいため、待機児童の解消には至っていないことから、認可保育所に入れず、やむなく認可外保育施設等を利用した保護者に対し、その一部を助成することは必要と考えます。

「効果」については、認可外保育施設の利用料は、正規の保育料と比較し高い傾向

があるため、保護者の経済的負担の軽減となっています。

「適切性」については、当該助成金は、市が保育の必要性を認め、やむなく待機児童になった児童の世帯に対して助成されるものであり、交付の際には、施設側の利用証明や領収書等で利用実績を確認しているため、適正に助成されているものと思われます。

説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

(山口会長)

ありがとうございました。

何か質問がありましたら、お願いします。

最初に、認可外保育園は、何園ありますか。

(根本係長)

実行プランに記載している、ちびっこランド、おおたかの森エスペランサー、バンビのひろばピッコロ園の3件のほか、キッズデュオという施設が新たに県の方で認可外施設として認められたので、4園になります。

(山口会長)

今回、増額の理由は、助成限度額を昨年度、月額1万円で積算したところを1万5千円にしたもので、50人の数は変わらないのですか。

(根本係長)

今回、4月から9月までの利用分を10月に申請を頂いていますが、申請としては60人の申請があり、金額として421万4,900円となっています。

(山口会長)

それが半期分で下期も同じ程度として、平成29年度見込みの8,100万円となる訳ですね。

平成29年度当初予算と比較すると相当増えていますね。

(根本係長)

申請者60名の内、約半数が上限額の増額の恩恵を受けていることによるものです。

(山口会長)

他市との比較ではどうですか。

(根本係長)

東葛地区では、流山が一番良いと思います。

(山口会長)

他になれば、次の「私立保育所AED設置事業補助金」について、説明をお願いします。

(石井保育課長)

私立保育所AED設置事業補助金について、ご説明いたします。

初めに、事業概要については、私立保育園が賃貸借契約によりAEDを設置した場合、賃貸借料の2分の1（年額5万円を上限）を補助するものです。

目的については、私立保育園へのAEDの導入を促進し、安心安全な保育を図るも

のです。

効果については、安心安全な保育を促進することで、子育てにやさしいまちづくりを推進することができます。

平成30年度予算額については、175万2千円であり、前年度より33万6千円の増額となります。

増額理由としましては、平成30年度に保育園が8園（1分園含む）新設されることにより、補助対象施設が8園増加となる見込みのためです。

次に、過去の補助金等審議会からの答申内容については、平成29年9月28日の答申の総合評価は「A評価」であり、内容としましては「事業自体の必要性は認められることから、妥当とはするが、以前から指摘している再リース等の際の補助のあり方、補助額の統一等についての対処方策等が依然見られない。引き続きの検討を要望する。」との評価コメントをいただいています。

この評価に対しての担当課の見解としましては、「子育てにやさしいまちづくり条例」の理念を考慮し、今後もAEDの導入を進めていくためには本補助金制度が必要であると考えています。

審議会から要望がありました補助金額の統一については、平成30年度から補助金額の限度額を年額5万円の上限を設定し、制度の公平性を図ります。

今後も児童の健康維持、子どもの安全・安心等を図ることを第一に考えながら事業を継続していきたいと考えています。

次に、補助金審査の判断基準についてであります。公益性については、流山市が掲げている「子育てにやさしいまちづくり」の目的に適っていると考えています。

公平性については、補助の対象は私立保育園で、使用対象は第一に入所児童となります。補助金の目的から、私立保育園に特権的な恩恵を与えるものではないと考えています。

必要性については、心室細動の際、初期にAEDを使用することで、救命の確立が高くなることから必要であると考えています。

効果については、安心安全な保育の促進に効果があると考えています。

適切性については、交付要綱に基づき適正に事務処理を行っています。

説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(西村委員)

園によって単価が違うのはなぜですか。

また、現実にこのAEDを使ったことはありますか。

(石井保育課長)

園毎に導入時期も違いますし、導入機器も違いますので契約額が異なります。

また、AEDを使ったという報告は、園から受けておりません。



(山口会長)

審議会からの答申を受けての見直し、上限設定（5万円）をしていただきありがとうございました。

上限を5万円とした理由は何ですか。また、上限設定したことで補助額が減るところもありますか。

(石井保育課長)

色々と議論した結果、リース料10万円あれば新しい機器にも対応できるということから、10万円の2分の1補助で5万円を限度としました。

また、上限設定したことで補助額が減る園もあります。

(山口会長)

再リースしたときの費用（消耗品の交換等）について審議会で指摘したことがありましたが、どうなりましたか。

(石井保育課長)

消耗品の交換やメンテナンスについても、リース料に含んだ契約になっています。したがって、リース期間の5年を過ぎたからと言ってリース料が大きく減額することはありません。

(山本委員)

保育園でのAEDの設置率はどの位ですか。

(根本係長)

平成28年度でリースしているのは22園ですが、購入している園もありますので全体での詳しい普及率は分かりませんが、90%以上は設置されていると思います。

(山本委員)

購入したものに対する補助はないのですか。

(根本係長)

ありません。また、マンションに併設している園などで、マンション自体にAEDが設置されている場合も補助はありません。

(川上委員)

リース機器によって耐用年数があると思いますが、再リースしたときの不具合などは対処できるのですか。

(根本係長)

機器によって6年、7年とありますが、契約期間の5年が経過した後の再リースは残存期間の1年とかになりますので、新しい機器で契約するケースが多いです。

(石井保育課長)

再リースにするか新しいものにするかは各法人で考えますが、いずれにしても不具合が発生したときには対応できる仕組みになっています。

(山口会長)

他になければ、以上で保育課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【保育課 退室】

【商工振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

商工振興課につきましては2件あります。「障害者職場実習奨励金」と「国際標準規格認証取得支援事業補助金」です。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性などの5つの基準」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(渋谷商工振興課長)

障害者職場実習奨励金について、ご説明いたします。

補助金の概要としましては、公共職業安定所、特別支援学校、市障害者就労支援センター、公共福祉施設等の施設の紹介により、流山市内に居住する障害者を6日間以上の職場実習を受け入れた事業主に対して、奨励金を交付し、障害者雇用を促進するもので、障害者の社会進出並びに生活の安定を図るものです。

根拠としましては、流山市高年齢者等雇用促進奨励金及び障害者職場実習奨励金交付規則に基づくものです。

増額した理由としまして、1点は、流山高等学園での職場実習の受け入れ見込みが38件あり、企業辞退を差し引いても25件で40万円と積算し、前年度より増額しました。

また、2点目として、来年度は法定雇用率の引き上げがあり現在の2%から2・2%になりますことから、今回の増額としたものです。

以上で説明を終わります。

(西村委員)

38件の受け入れ企業（市内、市外）の割合はどのように積算するのですか。

また、受け入れ企業の職種はどのようなものがありますか。

(渋谷商工振興課長)

過去の実績値から判断して出しております。

また、職種としては、平成28年度の実績ではスーパーマーケット、老人ホーム、工務店、飲食店などです。

(山口会長)

先程、障害者雇用率の説明がありましたが、この職場実習がどのように関係しますか。

(渋谷商工振興課長)

実習したことにより、実習生と企業の雇用への動機付けとなります。

(山口会長)

流山高等学園からの受け入れしか積算に入っていないませんが、その他の支援施設などからの受け入れは無いのですか。

(小野係長)

流山高等学園からの送り出しが例年多く、その他の支援施設などからは、年に1、2件しかないので入れていません。

(山本委員)

申請の方法はどのようになっていますか。

(小野係長)

流山高等学園から、生徒毎に実習期間と実習する企業を記載した名簿が市に来て、それを基に企業に申請の案内をします。

(山本委員)

この奨励金を交付したことにより、障害者雇用にどのくらいの効果があったか分かりますか。

(山口会長)

障害者の雇用促進がこの奨励金の目的だと思われまますので、どの位就職につながったのか、調査した資料を出してください。

(渋谷商工振興課長)

はい、分かりました。

(川上委員)

障害者雇用率2.2%の適用を受けるのは大企業ですか。

(渋谷商工振興課長)

45.5人以上の企業が対象です。

(川上委員)

対象となる企業を選んで実習生を出しているのですか。また、対象とならない企業で実習した場合も奨励金は出るのですか。

(渋谷商工振興課長)

実習先を選ぶのは学校ですが、対象となる企業を選んでいると思います。また、障害者雇用率2.2%の適用を受けない企業であっても奨励金は出ます。

(川上委員)

実習に対して賃金は出ていますか。

(渋谷商工振興課長)

受け入れ企業の労働力として役に立っているわけではなく、むしろ、受け入れ企業は指導等に時間を要している状況ですので賃金などは出ていません。

(山口会長)

他になければ、以上で「障害者職場実習奨励金」のヒアリングを終了します。

次に、「国際標準規格認証取得支援事業補助金」について、説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

当該補助金につきましては、市内の中小企業者の企業間の競争力の向上及び経営基

盤の安定を図ることにより、本市産業の振興及び経済の活性化に寄与するため、国際標準化機構「ISO」が定めた国際標準規格の認証取得に要する経費の一部に対し補助金を交付し、企業の信頼性を増すもので、市内の中小零細企業にとっては、大変有益なものであり、顧客からの信頼も得られ、従業員の意識改革も図られることが期待されます。

認証取得制度として知られているISOは、取得するためには多額の費用を要することから、中小企業にとりましては非常に厳しい状況にあります。一方、エコアクション21の認証取得はISOと比較して安価で導入ができ、経費節減や生産性の向上が図られることから1件分の予算を計上しております。

商工振興課におきましては、ISOやエコアクション21の認証取得を1年に1件ずつ増やしたいと考え、予算を計上しましたが、先の財政部長査定におきまして、現時点におきまして特定の対象者がいないことから、出た段階において補正予算で対応することとなりました。

以上で、説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明で、この事業については、要求を見送ることとしたということですが、市長の諮問に含まれている事業でありますので、答申に当たっては、事業の必要性等を含め、本審議会としての考え方を盛り込みたいと思います。

次に、前回の審議会答申でC評価となりました「勤労者互助会補助金」について、事業の再構築等についてご検討いただけないか、お願いしておりますので、その件についてご説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

当該事業につきましては、審議会からの答申を受けまして、特に会員増強についてご指摘受けました。それを踏まえ、10月6日に勤労者互助会と協議をし、直接話をしました。特に互助会の方でも会員増強は大きく認識しており、今後、年次目標を会として設け、会員増強に努めていくということで回答があり、目標としては年間5事業所を増やしていくとして回答を頂きました。

この事業は、市内の中小、零細の企業を対象としており、労働力の不足というのは中小、零細にとって、特に退職などは会社の存続にも影響してくるものです。雇用流出を防止するために、少しでも福利厚生や社員の健康診断、人間ドックに対する補助の必要性を会社に安定的に認識していただくということは、市内の企業として貢献し法人税の収納や、市民に対して間接的かもしれませんが、貸金の提供などを考えると、会員増強に努めていくことが大事だと私も感じるところです。

勤労者互助会自体が自主事業を設けることは、中々できることではありません。

効率よく勤労者互助会のスタッフを見直したり、パイを増やすということはやっつてはいますが、そのようなことだけで全てをまかなうのは難しいと思いますので、政策としては、平成30年度も補助をしていきたいと考えています。

(山口会長)

ありがとうございました。

これまでも審議会として、加入率について色々言いましたが、加入事業所が46というの少ないと思いますが、なぜでしょうか。

(渋谷商工振興課長)

企業もある程度大きくなれば福利厚生 of 仕組みもありますが、中小零細は単体ではできません。

社員2人、3人の小さな会社も含めると商工会議所の会員が1,550事業所くらいあり、働きかけはしていますが、加入にはつながらないというのが実情です。

(山口会長)

退会される事業所もありますが、これはどういう理由からですか。

(柳課長補佐)

退会には、法定退会と任意退会がありますが、法定の場合は倒産、任意の場合は、営業所を流山地区から撤収するなどが考えられます。

(山口会長)

倒産というのもありますか。

(柳課長補佐)

倒産というよりも、事業者の高年齢化によって事業の承継がうまくいかないということがあります。

(山口会長)

46事業所の平均従業員は何人ですか。

(柳課長補佐)

中小零細は、5人未満となっています。

(西村委員)

平成3年度に制度を開始して以来、27年も経過して46事業所しか入っていないというのは、制度そのものに問題があるのではないですか。

制度そのものの魅力とか、事業の魅力を変えないと、単に目標の5事業所増やしますといっても、うまくいかないのではないですか。

(渋谷商工振興課長)

基本的に健康に対して健康診断、人間ドックの補助は大事だと思います、それと、レジャーですね。

(西村委員)

事業の中身を否定しているわけではないのですが、その伝え方と企業の受け止め方がミスマッチなのではないですか。

(柳課長補佐)

毎年、次年度の計画段階で、市も会議に入って委員が言うような事(事業内容)についても検討していますが、フラッシュアップしていく中で、やはり同じような事業になってしまいます。

抜本的な見直しも含めて、次年度以降、目標の5社という数字を挙げています。

(西村委員)

5企業増やすというのも分かりますが、うまくいくのでしょうか。

(柳課長補佐)

会議に出て、企業へ我々の取り組みを伝えていくということも考えております。

知らない企業もありますので。

(山口会長)

46の事業所しか加入していないというのは、制度的に何か原因があると思いますし、補助を出すのですから、対象となるであろう多くの皆さんが恩恵を受ける事業体系に構築しなければと思います。

(柳課長補佐)

市の労働施策の一つとして、労働行政に光を当てていきたいという中で、勤労者互助会を核として枝葉を伸ばしたいという思いがあるのですが、中々、数に結び付かないというのがあります。

(神田委員)

互助会の入会金と会費は、それぞれいくらですか。

(渋谷商工振興課長)

従業員一人に対して、会費は6千円です。

(川上委員)

実行プランの算出基準の欄に事業費の支出の内訳が書いてないのですが、分かりませんか。

(渋谷商工振興課長)

福利厚生事業費として338万7千円、共済給付事業として78万円、広報発行として約9万円、事務委託として150万円などがあります。

(中村委員)

27年経過していて加入率が3%未満という話がずっと出ていますが、ふつう内容に魅力があれば中小零細の方から加入したいと思うし、お試し期間も超えていると思います。

加入率が上がらないのは、事業内容に大きなズレはないのかというところを、検討する時期だと思います。営業活動も分かれますが、内容を魅力的にする方が先だと思います。

プラス、市内の従業員確保が目標なのであれば、もう少し違った形の補助金を検討したらどうかと思います。例えば、入社奨励金とか勤続年数奨励金など、目的に合致したアイデアを考えていった方がいいと思います。

(渋谷商工振興課長)

福利厚生の事業内容の見直しを、個別に対応するのではなく健康診断とか人間ドック、レジャーチケットの販売などを、個別対応するとコストが高くなりますので一般社団法人の中小企業勤労者福祉センターでやりますとスケールメリットがあります。

そのような所にも事業の一部を取り入れると、コストの削減もできます。2人、3人でやっている所では知らないところもありますので、勤労者互助会が存在しますということを、他の商工会議所の様々な部会に出向いて、互助会のPRをしたいと考えています。

(山口会長)

色々と意見が出ましたが、どこに原因があるのか詰める必要があるし、その中で事業の見直しとか、加入が進むような措置を検討していただきたいと思います。

他になれば、以上で商工振興課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【商工振興課 退室】

【農業振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

農業振興課につきましては、3件の補助金がありますが、1件ごとに説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性などの5つの基準」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最初に「認定農業者連絡協議会」について、説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「認定農業者連絡協議会」について、説明いたします。

事業費につきましては、35万円で平成29年度は27万円です。

事業の目的・概要・効果につきましては、流山市認定農業者連絡協議会は、市内に在住する認定農業者等で構成され、会員の栽培技術と所得の向上を図るため研修会等の事業を行うとともに、会員相互の連携や情報交換を深めることにより、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を目指す目的で、平成14年8月に設立しました。

本市農業の中核を担う認定農業者で構成する本協議会へ助成することにより、農業の持続的発展と効率的・安定的な農業経営の育成及び農業経営基盤の強化促進に資するものです。

認定農業者について説明しますと、農業経営基盤強化促進法（効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための促進法。）第12条第1項の認定を受けた農業者でございます。

会員からの年会費の徴収につきましては、流山市認定農業者連絡協議会規約第9条の規定に基づき、会員一人当たり、年会費として3千円を徴収し、協議会の活動費用に充てています。平成29年度は26人の会員が居り、来年度35人となることから事業費を増額しました。

適切性の根拠につきましては、流山市総合計画 後期基本計画 134ページ（3）

農業関係団体の育成・農業関係機関との情報交換で、主な取り組みとして、共選、共販体制の強化・農業技術の研修と情報交換を推進します。具体的な事務事業は、農業団体の指導と育成事業です。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(山本委員)

算出基準にある、構成員一人当たり1万円の根拠は何ですか。

また、研修会、講演会は参加者数によって金額が変わるのですか。

(安蒜農業振興課長)

主な協議会の事業として、研修会や講演会を実施しており、これらに掛かる費用から勘案しこの額を計上しています。

研修会は参加費をいただいています。また、講演会は有名な方は50～60万円、それ以外は30万円位です。

今年度は、8月25日に講演会を実施し、認定農業者19名、認定農業者以外の方11名、合計30名で、講師は金丸弘美さんをお招きし「地域の個性を引き出す力」というタイトルで実施しました。

(山本委員)

この補助金が出るから、高い講師が呼べるというという考えにもなってくるのではと思いますが。

(西村委員)

算出基準の書き方が、支出に対しての補助という書き方になっていないので分かりにくいと思います。

これだけの事業をやるので、その支出に対して一部補助をするという書き方にしてほしいと思います。

(山口会長)

積算の書き方や、考え方については西村委員が言うようにご検討ください。

(安蒜農業振興課長)

分かりました。支出の部分を積算した上で、そこに補助金がどの程度必要かという観点で算出基準を記載したいと思います。

(神田委員)

8月25日に行った講演会の認定農業者とそれ以外の参加費は同じですか。

(安蒜農業振興課長)

参加費用は取っておりません。

(神田委員)

この参加人数で、30万円の講師は高すぎないでしょうか。参加人数から考えて講師を選ぶべきで、少なくとも認定農業者以外の人からは参加費を取るとか考えるべき



だと思えます。

一般の人も入れて参加人数を増やすなど、費用対効果も考えた方が良くと思います。

(山口会長)

積算に当たっては、このような事業もきちんと示して積算し、実行プランの算出基準に記載していただくよう、ご検討ください。

(寺門課長補佐)

ご参考までに、20万円の講師の方もいらっしゃいます。

(山口会長)

他になければ、これで「認定農業者連絡協議会」を終わりにし、次の「米飯給食における地産地消推進事業」について、説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

学校給食地産地消推進事業の「米飯給食における地産地消推進事業」について説明します。

事業費は 1,380万円、平成29年度は1,196万円です。

事業の目的・概要としまして、小中学校及び保育所の米飯給食に流山産米を供給することにより、食への関心を高め、安全で安心な地元産米を学校給食米として安定的に提供するために、水稻生産者には、JA等米買取業者価格と一般流通米価格との差額の一部を補填し、農業所得の安定的な確保を目的としています。

事業内容としまして、給食米補填金4,600円で、計算式としては  
 $180,000\text{kg} \times 4,600\text{円} \div 60\text{kg} = 13,800,000\text{円}$  (3,000俵)  
となります。

増額の理由としては、20代30代の若い人達の人口増加により、児童・生徒数が増加見込みのため、平成30年度予算は増額となります。

効果としまして、水稻生産者が張り合いを持って米の生産にのぞめるとともに水田農業の保全が図れます。

また、地元流山産の米を使用することにより、児童・生徒や保護者の食への関心が深まり、食の安全性を図ることができます。

適切性の根拠として、流山市総合計画 後期基本計画 134ページに米飯給食における地産地消推進事業の記載があり、主な取り組みとして「米飯給食に年間を通して市内産米供給を推進します。」とあり、主な事務事業として「米飯給食における地産地消推進事業」を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(川上委員)

市内の米でという趣旨も分かりますが、一部、市内産以外の米も入れることで、逆に市内産の米の良さを理解してもらおうという方法もあるかと思いますが、いかがです

か。

(安蒜農業振興課長)

地産地消の一つとして考えた時に、国全体で米余りの状況にあり、流山においても同じで、学校給食に利用しても、まだ一般に流通する状況ですので、味比べをするのであればご家庭で出来るかと思えます。

野菜では、10%程度しか学校給食に利用されていないので、米については流山産に力を入れていきたいと思えます。

(川上委員)

学校というのは教育の場でもあるし、色々学ぶ場でもあるので、流山産米だけではなく他の米も食べることで、子供の教育にもなるし作る方の意識も変わってくるのではないのでしょうか。

(安蒜農業振興課長)

申し訳ありませんが、私はそう思いません。

(西村委員)

農協の買い取り価格と一般流通の価格はどうなっていますか。

表面的な補助額は変わっていないようですが。

(安蒜農業振興課長)

農協の1俵あたりの買い取り価格は、今年は12,500円で昨年より1,000円程度上がっています。また、一般流通は18,000円から21,600円です。

補助額4,600円のうち600円は運搬などの事務手数料です。

補助額が変わっていないということですが、この事業のスタート時点での差額が現在の補助単価となっており、これまでの年度で、この差額は大きくなったりしておりますが、4,600円で抑えているというのが実情です。

(山本委員)

補助額4,600円の根拠が見えてこないもので、これが分かるような算出基準がほしいと思えます。

(山口会長)

これまで、ずっと補助額4,600円できていて、見方によっては固定化しているように思われてしまいますので、差額が小さくなったときには3,000円、2,000円ということもあるということを検討できませんか。

もう一つは、流山産米の導入回数ですが、今の状況が適切だということであれば、もう少し説明された方が良くと思えます。

(安蒜農業振興課長)

導入回数の点については、学校給食の中で米、パン、野菜などを買っておりますが米飯給食にした場合、一食当たり30円から40円、パンだと80円になりますので、給食費にかかる負担が米の方が減らせます。

また、補助額4,600円については、差額がこれを上回るときには、これまでと同じ額に抑えていきますが、これまでは差額が4,600円を下回ることがなかった

ので同じ額になっています。

(川上委員)

算出基準の所で、自主流通米の価格と農協の買い取り価格、その差額と補助金額を年度ごとに書いていただければ、分かりやすいし、問題にならないと思います。

(安蒜農業振興課長)

分かりました。そのように記載したいと思います。

(山口会長)

審議会としては、市民に公平で効果があり必要性のある補助金であっても、それを、いかに支出するかということなどを審議するわけですから、その辺が分かるような実行プランの書き方にしていきたいと思います。

続いて、「農業振興資金利子補給金」について、説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「農業振興資金利子補給金」については、事業費26万2千円で平成29年度は23万2千円です。

事業の目的・概要・効果につきましては、農業を自ら営む者、農業経営の安定化と近代化を目指す者に融資機関を通じて農業振興資金を貸し付け、利子補給を行い、効率的で安定的な農業経営を推進し、都市農業の振興を図ります。

事業内容につきましては、新規分は5件、利子補給額合計64,264円で、平成29年4月1日から利子補給率が下がりました。2.4%から1.6%になっております。また、継続分につきましては、6件で利子補給額合計197,141円ですが、平成29年度貸付分については利子補給率1.6%で、それ以前の貸付分5件については2.4%となっており、新規、継続併せての利子補給額は261,405円です。

なお、この事業は平成28年4月1日施行の事業で、後期基本計画の133ページ高生産と経営高度化への支援の中で、主な取り組みとして「資金需要に対する融資制度・助成制度の充実を図り、経営の高度化を推進します。」とあり、この事業を計上しました。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(川上委員)

新規の実際の利子率は何%ですか。

(安蒜農業振興課長)

2.2%です。

利子補給は、農協が0.5%、市が1.5%で、認定農業者の場合は0.1プラスして、農協が0.6%、市が1.6%となります。

(山口会長)

新規の見込みはどのように立てていますか。

(安蒜農業振興課長)

農協を通じて話が出ているものを見込んだものです。

(西村委員)

前回の実行プランの趣旨目的の中には新規農業者という文言が入っていて、今回はありませんが何か違いはあるのですか。

(寺門課長補佐)

前回、審議会の指摘を受けまして表現などの統一をしたもので、中身が変わるものではありません。

(山口会長)

新規就農者を増やすのが重要なポイントであることを、この補助金の新設の際に議論したことがあるのですが、この部分を削除するのはどうかと思いますが。

(安蒜農業振興課長)

この制度の対象として、新規就農者は以前と同じように入っていますが、平成29年度は新規就農者無し、平成30年度も新規就農者が見込めないことから、毎年、新規就農者がいるような誤解を防ぐため、文言から削除したもので、来年の貸付分には新規就農者がいますので、来年の審議会のときには入れる考えです。

(山口会長)

制度の目的・主旨のところに、私は入れた方が良くと思います。

(安蒜農業振興課長)

分かりました。

(川上委員)

今回の利子補給金額は平成30年度分ですが、何年、利子補給されて総額ではどの位になりますか。

(安蒜農業振興課長)

償還期間7年ですが、毎年、貸付毎に元金が減っていきますので、利子補給金額は平成30年度分の7倍ということではありません。

(山口会長)

他になれば、以上で農業振興課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

**【農業振興課 退室】**

(山口会長)

ヒアリング分の評価表の提出ですが、27日までに事務局に提出をお願いします。

以上で、第15回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 12時40分

流山市補助金等審議会  
会長 山口 今朝勝